

2024年1月15日

各位

株式会社 神奈川銀行

手形・小切手の全面電子化に向けた各種対応の実施について

コンコルディア・フィナンシャルグループの横浜銀行（代表取締役頭取 片岡 達也）、東日本銀行（代表取締役頭取 大石 慶之）および神奈川銀行（取締役頭取 近藤 和明）は、2024年4月1日（月）より、手形・小切手の全面的な電子化に向けて各種対応を実施しますので、お知らせします。

現在、金融界は全国銀行協会が策定した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」のもと、「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げています。手形・小切手の電子化は、管理リスクの低減、事務負担の軽減、印紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方にさまざまなメリットがあります。

当社は、こうした手形・小切手の電子化に向けた取り組みとして、以下の対応を実施します。お客さまにはインターネットバンキングによる振込や電子記録債権といった電子決済手段への移行をご理解賜りますようお願い申し上げます。

取組内容	適用開始日	備考
当座預金の新規口座開設の停止	2024年4月1日（月）	すでに当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用可能です。
2027年4月以降期日の手形等の代金取立受付の停止	2024年4月1日（月）	2027年4月以降を期日とする手形等（先日付小切手を含む）について、期日管理をおこなう代金取立の受付を停止します。該当の手形等をお持ちのお客さまは、2024年3月29日までにお取引店にお持ち込みください。

当社グループは、手形・小切手の全面電子化を通じて、お客さまとともにデジタル・トランスフォーメーションを進めることで、地域社会の持続的な発展に貢献していきます。

以上

本件に関するお問い合わせ先

神奈川銀行 総合企画部 TEL：045-261-2641